

盛岡広域振興局長告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成23年4月1日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

- 1（1）道路の種類 県道  
（2）路線名 一戸葛巻線  
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
岩手郡葛巻町田部字岩瀬張65番地先から触沢42番11地先まで	新	m 57.5～29.0	m 63.6
	旧	32.5～12.9	63.6

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡広域振興局土木部岩手土木センター

イ 期間 平成23年4月1日から同年5月1日まで

- 2（1）道路の種類 一般国道  
（2）路線名 281号  
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
岩手郡葛巻町葛巻第28地割字小屋瀬17番18地先から17地先まで	新	m 47.4～12.9	m 76.0
	旧	13.6～11.4	76.0

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡広域振興局土木部岩手土木センター

イ 期間 平成23年4月1日から同年5月1日まで